

特別支援学校の免許状について

教育職員免許法の改正により、平成18年度以前は盲学校、聾学校及び養護学校の学校毎に分かれていた免許状が一本化され、特別支援学校の教員の免許状になっています。

特別支援学校の教員の免許状には5つの教育領域があり、修得した単位の内容によって次の1～5つの教育領域を定めた免許状を授与します。

免許状に定められる
特別支援教育領域

- ・ 視覚障害者に関する教育の領域
- ・ 聴覚障害者に関する教育の領域
- ・ 知的障害者に関する教育の領域
- ・ 肢体不自由者に関する教育の領域
- ・ 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域

※ 法改正前に授与された盲学校、聾学校及び養護学校の教諭の免許状は、特別支援学校の教諭の免許状の授与を受けたとみなされています。(〇〇は二種、一種又は専修)

〔平成19年3月まで〕

〔平成19年4月から〕

- ・ 盲学校教諭〇〇免許状 ⇨ ・ 特別支援学校教諭〇〇免許状(視覚障害者に関する教育)
- ・ 聾学校教諭〇〇免許状 ⇨ ・ 特別支援学校教諭〇〇免許状(聴覚障害者に関する教育)
- ・ 養護学校教諭〇〇免許状 ⇨ ・ 特別支援学校教諭〇〇免許状(知的障害者に関する教育/
肢体不自由者に関する教育/病弱者に関する教育)

【実務経験を活用した免許状の取得】

幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校において、教諭等として3年以上の実務経験を有する方は、必要な単位(最低6単位)を修得することで、特別支援学校教諭二種免許状の授与申請が可能です。

※ 特支一種免許状の取得には、特支二種免許状取得後に特別支援学校における勤務が必要です。

【教育領域の追加】

特別支援学校教諭の免許状(盲・聾・養護学校教諭の免許状を含む。)を所有している方には、新たに同一種類(二種、一種、専修)の特別支援学校教諭の免許状を授与することはできません。

免許状に定められている領域以外の教育領域について単位を修得するなどした場合には、現に所有する免許状に新たな領域を「追加」していくことになります。

【単位の修得方法】

特別支援学校教諭の免許状の授与又は領域の追加に必要な「特別支援教育に関する科目」の単位は、次のような方法を利用して修得することができます。

- ・ 免許法認定講習又は免許法認定公開講座(各都道府県教育委員会や大学が開設)
- ・ 大学(明星大学、星槎大学、佛教大学など)の通信教育や、放送大学